

保護者の皆さまへ

令和 8 年度特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ

益田市教育委員会学校教育課
(Tel 31-0451)

1. 特別支援教育就学奨励費とは

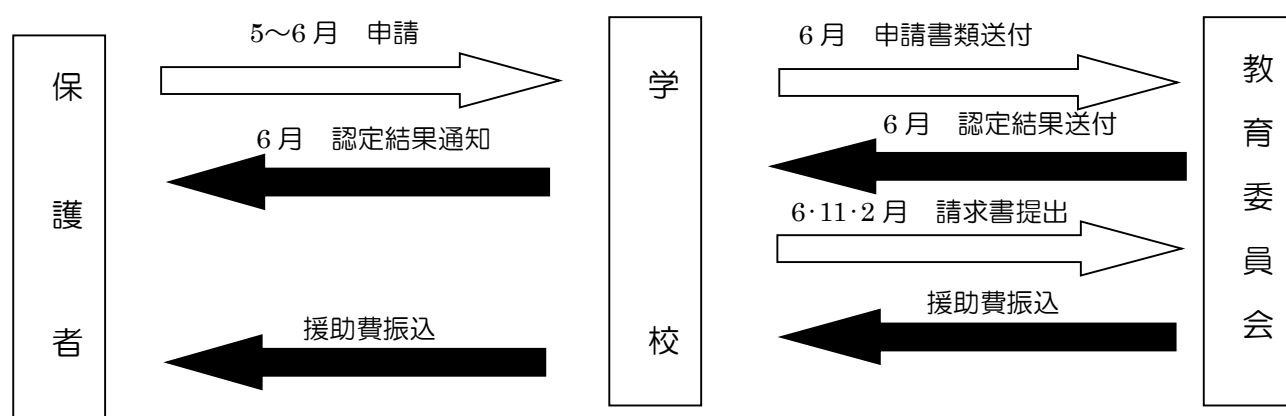
益田市内の小、中学校の特別支援学級へ就学する児童、生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、その世帯の収入に応じて学用品費・学校給食費等の一部を援助する制度です。

2. 支給の対象となる経費

4. 令和 8 年度援助経費一覧 に記載がある経費について、実際にかかった費用（実費）の一部を援助します。ただし、世帯の収入によっては、援助される経費や割合が異なる場合があります。

また、生活保護または就学援助制度を受けている世帯は、それぞれの制度と重複しない経費（交流学习交通費及び職場実習交通費）のみ援助の対象となります。

3. 申請から支給までの流れ



※特別支援学級に年度途中から入級する場合は、入級日以降の経費が補助対象となります。入級日以降において、上記の流れで手続きを行います。

4. 令和8年度 援助経費一覧

	小学校	中学校	備考
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	28,530 円	31,500 円	左記金額を定額支給。 ※年度途中の入級の場合は対象外となります。
学用品・通学用品購入費	5,820 円	11,370 円	左記金額を月割りで学期ごとに定額支給。 今年度から領収書(レシート)の提出が不要となりました。
校外活動参加費(宿泊なし)	実費の 1/2 (上限 800 円)	実費の 1/2 (上限 1,155 円)	校外学習に参加する経費のうち、直接必要な交通費、見学料等。
校外活動参加費(宿泊あり)	実費の 1/2 (上限 1,845 円)	実費の 1/2 (上限 3,105 円)	校外学習に参加する経費のうち、直接必要な交通費、宿泊費、見学料等。援助は学年を通じて 1 回。
学校給食費		実費の 1/2	学校給食の保護者負担の費用。学期ごとに支給。
修学旅行費	実費の 1/2 (上限 10,790 円)	実費の 1/2 (上限 28,860 円)	修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料等。
交流学习交通費	実費		特別支援学校または他校の特別支援学級との集団学習(水泳療育等)に参加する場合の交通費。
体育実技用具費(中学校のみ)		実費の 1/2 (上限 3,825 円)	学校の授業で使用する柔道着。
職場実習交通費(中学校のみ)		実費	学校以外の事業所等において、職業教育のための現場実習に参加する場合の交通費。
※世帯収入が高い場合は通学費・交流学习交通費・職場実習交通費(中学校)の実費の 1 / 2 のみが、援助の対象となります。(太字部分) ※要保護・準要保護の認定を受けている児童生徒については、交流学习・職場実習交通費のみ支給されます。			

特別支援学級へ年度途中に入級する場合

- 新入学児童生徒学用品・通学用品費は対象となりません。
- 補助対象品目は、上限まで支給可能です。
- 学用品・通学用品購入費は入級日の属する月から支給対象となります。